

国立大学法人和歌山大学科学研究費助成事業研究支援者取扱要領

制 定 平成13年 9月25日

最終改正 平成23年10月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の交付による研究者の研究遂行に必要な研究支援者の任用に関し、必要な事項を定める。

(職務内容)

第2条 研究支援者は、科学研究費助成事業の研究遂行業務にのみ従事する。

(身分)

第3条 研究支援者の身分は、一般職の臨時職員とする。

(資格)

第4条 研究支援者として任用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 研究分担者を除く研究者
- (2) 大学院博士後期課程に在学する学生
- (3) 技術者

(任用等)

第5条 研究支援者は、研究代表者又は研究費の配分を受けた研究分担者からの申請に基づき、学長が任用するものとする。

2 研究支援者の任用期間は、1年以内とし、採用日の属する会計年度を超えないものとする。ただし、当該補助事業の継続している期間を限度として再任用することができる。

3 研究支援者の任免は、「国立大学法人和歌山大学臨時職員就業規則」（以下「臨時職員就業規則」という。）の定めるところによる。

(給与等)

第6条 研究支援者の給与は、「臨時職員就業規則」の定めるところによる。

(勤務時間及び休暇)

第7条 研究支援者の勤務時間及び休暇は、「臨時職員就業規則」の定めるところによる。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、研究支援者に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年9月25日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第132号）

この改正要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1220号）

この改正要領は、平成23年10月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。